

新	旧
<p>別紙 婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>1 略</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 略</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金等は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 婦人保護事業費負担金 売春防止法第34条第2項第3号及び配偶者暴力防止法第3条第3項第3号（同第4項の規定により、厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）の規定により、都道府県が行う婦人相談所による一時保護の実施に係る事業</p> <p>(2) 婦人相談所運営費負担金 売春防止法第38条第1項第1号及び配偶者暴力防止法第27条第1項第1号の規定により、都道府県が行う婦人相談所の運営事業</p> <p>(3) 婦人保護事業費補助金 婦人保護施設運営費補助金</p>	<p>別紙 婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>1 婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金（以下「補助金等」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、売春防止法（昭和31年法律第118号）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年第12号令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金等は、売春防止法に基づき要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び配偶者暴力防止法に基づき配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金等は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 婦人保護事業費負担金 ア 一時保護所保護費負担金 売春防止法第34条第2項第3号及び配偶者暴力防止法第3条第3項第3号（同第4項の規定により、厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）の規定により、都道府県が行う婦人相談所による一時保護の実施に係る事業 イ 婦人相談所運営費負担金 売春防止法第38条第1項第1号及び配偶者暴力防止法第27条第1項第1号の規定により、都道府県が行う婦人相談所の運営事業</p> <p>(2) 婦人保護事業費補助金 婦人保護施設運営費補助金</p>

新

昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の6により、都道府県が行う婦人保護施設の運営事業

(交付額の算定方法)

4 略

(交付の条件)

5 この補助金等の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生(支)局長の承認を受けないでこの補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (4) 地方厚生(支)局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある

旧

昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の6により、都道府県が行う婦人保護施設の運営事業

(交付額の算定方法)

4 この補助金等の交付額は、次により算出された額とする。

- (1) 別紙の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額に第5欄に掲げる負担(補助)率を乗じる。
- (3) (2)により算出された額の合計額を交付額とする。

(交付の条件)

5 この補助金等の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更については、次により行うものとする。
  - ア 婦人保護事業費負担金と婦人保護事業費補助金間での経費の配分の変更は、してはならないものとする。
  - イ 一時保護所保護費負担金と婦人相談所運営費負担金の種目間での経費の配分の変更は承認を要しないものとする。
  - ウ 婦人保護施設運営費補助金に係る事業に要する経費の種目間での配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。)を行う場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長(徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生(支)局長」という。)の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生(支)局長の承認を受けないでこの補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5) 地方厚生(支)局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

新	旧
<p>(5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。</p> <p>(6) この補助金等と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。</p>	<p>(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。</p> <p>(7) この補助金等と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。</p>
<p>(申請手続)</p>	<p>(申請手続)</p>
<p>6 略</p>	<p>6 都道府県知事は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年度の5月末日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。</p>
<p>(変更申請手続)</p>	<p>(変更申請手続)</p>
<p>7 略</p>	<p>7 この補助金等の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い、別に定める期日までに行うものとする。</p>
<p>(交付決定までの標準的処理期間)</p>	<p>(交付決定までの標準的処理期間)</p>
<p>8 略</p>	<p>8 国は、6又は7に定める申請書が到達した日から起算して、原則として70日以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。</p>
<p>(補助金等の概算払)</p>	<p>(補助金等の概算払)</p>
<p>9 略</p>	<p>9 地方厚生(支)局長は、補助金等の概算払をする必要があると認める場合には、国の支払計画承認額の範囲内において、概算払いをすることができる。</p>
<p>(実績報告)</p>	<p>(実績報告)</p>
<p>10 略</p>	<p>10 都道府県知事は、別紙様式3による事業実績報告書に関係書類を添えて、翌年度の6月末日(5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)までに地方厚生(支)局長に提出しなければならない。</p>
<p>(補助金等の返還)</p>	<p>(補助金等の返還)</p>
<p>11 略</p>	<p>11 地方厚生(支)局長は、交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めてその超える部分に</p>

新	旧
<p>(その他)</p> <p>12 略</p>	<p>ついて国庫に返還することを命ずる。</p> <p>(その他)</p> <p>12 特別の事情により4, 6, 7及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>

新

別紙 婦人保護費交付基準

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
婦人保護 事業費 負担金	略	次に掲げる額の合算額 1 略	略	略

旧

別紙 婦人保護費交付基準

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
一時保護 所保護費 負担金	事務費	次に掲げる額の合算額 1 別表に示す「施設事務費算定基準」によって算定された額（経費の種類ごとにそれぞれの単価に員数（別に定める「職員職種別配置基準」を限度とする。）を乗じて得た額の合算額）を、当該施設の取扱定員に12を乗じた数によって除して得た額（円未満切捨）と、表1「施設事務費基準限度額」とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額（以下「標準国庫補助基本額」という。）とする。 ただし、職員職種別配置基準を満たす施設であって、指導員が配置基準を超えて配置されている場合には、当該超えた指導員数の範囲内において、厚生労働大臣が必要と認めた指導員数（以下「指導員加算数」という。）を限度として「施設事務費算定基準」によって算定された額（指導員に係る経費の種類ごとにそれぞれの単価に指導員加算数を乗じて得た額の合算額）を、当該施設の取扱定員に12を乗じた数によって除して得た額（円未満切捨）と表2「指導員1人当たり加算限度額」に指導員加算数を乗じて得た額とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額を標準国庫補助基本額に加算することができる。	婦人相談所一時保護所職員設置のために必要な給料、賃金、職員手当等及び運営のために必要な旅費、需用費（印刷製本費、食糧費、光熱水費、燃料費、修繕料、役務費（通信運搬費）、備品購入費、委託料等	5/10

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
------	------	-------	--------	-----------

表 1 施設事務費基準限度額 (単位:円)

地域区分 定員	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
20名以下	219,700	215,000	213,500	210,400	208,800	207,200
21 ~ 30	146,700	143,600	142,600	140,500	139,500	138,400
31 ~ 40	110,200	107,900	107,100	105,600	104,800	104,000
41 ~ 50	88,400	86,500	85,900	84,600	84,000	83,400
51 ~ 60	82,000	80,200	79,700	78,500	77,900	77,300
61 ~ 70	70,400	68,900	68,400	67,400	66,900	66,400
71 ~ 80	61,700	60,400	59,900	59,100	58,600	58,200
81 ~ 90	54,900	53,800	53,400	52,600	52,200	51,800
91 ~ 100	49,500	48,500	48,100	47,400	47,100	46,700

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
20名以下	205,700	204,100	201,000	199,500	194,800
21 ~ 30	137,400	136,400	134,300	133,200	130,100
31 ~ 40	103,200	102,500	100,900	100,100	97,800
41 ~ 50	82,800	82,100	80,900	80,300	78,400
51 ~ 60	76,700	76,200	75,000	74,400	72,700
61 ~ 70	65,900	65,400	64,400	63,900	62,400
71 ~ 80	57,800	57,300	56,400	56,000	54,700
81 ~ 90	51,400	51,000	50,300	49,900	48,700
91 ~ 100	46,400	46,000	45,300	45,000	43,900

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
------	------	-------	--------	-----------

表 1 施設事務費基準限度額 (単位:円)

地域区分 定員	14.5/100	12/100	11/100	10/100	8.5/100	8/100	7.5/100	7/100	6.5/100	6/100
20名以下	216,800	212,900	211,300	209,800	207,500	206,700	205,900	205,100	204,400	203,600
21 ~ 30	144,800	142,200	141,200	140,100	138,600	138,100	137,500	137,000	136,500	136,000
31 ~ 40	108,800	106,800	106,100	105,300	104,100	103,700	103,400	103,000	102,600	102,200
41 ~ 50	87,200	85,600	85,000	84,400	83,500	83,200	82,800	82,500	82,200	81,900
51 ~ 60	80,900	79,400	78,900	78,300	77,400	77,100	76,800	76,500	76,200	76,000
61 ~ 70	69,500	68,200	67,700	67,200	66,500	66,200	66,000	65,700	65,500	65,200
71 ~ 80	60,900	59,800	59,300	58,900	58,300	58,000	57,800	57,600	57,400	57,200
81 ~ 90	54,200	53,200	52,800	52,500	51,900	51,700	51,500	51,300	51,100	50,900
91 ~ 100	48,900	48,000	47,600	47,300	46,800	46,600	46,400	46,200	46,100	45,900

地域区分 定員	5.5/100	5/100	4.5/100	4/100	3/100	2.5/100	2/100	1/100	その他
20名以下	202,800	202,000	201,300	200,500	198,900	198,100	197,400	195,800	194,300
21 ~ 30	135,500	135,000	134,400	133,900	132,900	132,400	131,800	130,800	129,800
31 ~ 40	101,800	101,400	101,000	100,600	99,900	99,500	99,100	98,300	97,500
41 ~ 50	81,600	81,300	81,000	80,700	80,000	79,700	79,400	78,800	78,200
51 ~ 60	75,700	75,400	75,100	74,800	74,200	73,900	73,600	73,000	72,500
61 ~ 70	65,000	64,700	64,500	64,200	63,700	63,500	63,200	62,700	62,200
71 ~ 80	56,900	56,700	56,500	56,300	55,900	55,600	55,400	55,000	54,500
81 ~ 90	50,700	50,500	50,300	50,100	49,700	49,500	49,300	49,000	48,600
91 ~ 100	45,700	45,500	45,400	45,200	44,800	44,700	44,500	44,100	43,800

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
------	------	-------	--------	---------------

表 2 指導員1人当たり加算限度額 (単位:円)

地域区分 定員	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
20名以下	25,400	24,800	24,600	24,200	24,000	23,900
21 ~ 30	16,900	16,600	16,400	16,200	16,000	15,900
31 ~ 40	12,700	12,400	12,300	12,100	12,000	11,900
41 ~ 50	10,200	9,900	9,900	9,700	9,600	9,500
51 ~ 60	8,500	8,300	8,200	8,100	8,000	8,000
61 ~ 70	7,300	7,100	7,000	6,900	6,900	6,800
71 ~ 80	6,400	6,200	6,200	6,100	6,000	6,000
81 ~ 90	5,600	5,500	5,500	5,400	5,300	5,300
91 ~ 100	5,100	5,000	4,900	4,800	4,800	4,800

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
20名以下	23,700	23,500	23,100	22,900	22,300
21 ~ 30	15,800	15,600	15,400	15,200	14,900
31 ~ 40	11,800	11,700	11,500	11,400	11,100
41 ~ 50	9,500	9,400	9,200	9,100	8,900
51 ~ 60	7,900	7,800	7,700	7,600	7,400
61 ~ 70	6,800	6,700	6,600	6,500	6,400
71 ~ 80	5,900	5,900	5,800	5,700	5,600
81 ~ 90	5,300	5,200	5,100	5,100	5,000
91 ~ 100	4,700	4,700	4,600	4,600	4,500

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
------	------	-------	--------	---------------

表 2 指導員1人当たり加算限度額 (単位:円)

地域区分 定員	14.5/100	12/100	11/100	10/100	8.5/100	8/100	7.5/100	7/100	6.5/100	6/100
20名以下	25,100	24,600	24,400	24,200	23,900	23,800	23,700	23,600	23,500	23,400
21 ~ 30	16,700	16,400	16,300	16,100	15,900	15,900	15,800	15,700	15,700	15,600
31 ~ 40	12,500	12,300	12,200	12,100	11,900	11,900	11,800	11,800	11,700	11,700
41 ~ 50	10,000	9,800	9,800	9,700	9,600	9,500	9,500	9,400	9,400	9,400
51 ~ 60	8,400	8,200	8,100	8,100	8,000	7,900	7,900	7,900	7,800	7,800
61 ~ 70	7,200	7,000	7,000	6,900	6,800	6,800	6,800	6,700	6,700	6,700
71 ~ 80	6,300	6,100	6,100	6,000	6,000	5,900	5,900	5,900	5,900	5,800
81 ~ 90	5,600	5,500	5,400	5,400	5,300	5,300	5,300	5,200	5,200	5,200
91 ~ 100	5,000	4,900	4,900	4,800	4,800	4,800	4,700	4,700	4,700	4,700

地域区分 定員	5.5/100	5/100	4.5/100	4/100	3/100	2.5/100	2/100	1/100	その他
20名以下	23,300	23,200	23,100	23,000	22,800	22,700	22,600	22,400	22,200
21 ~ 30	15,500	15,500	15,400	15,300	15,200	15,100	15,100	14,900	14,800
31 ~ 40	11,600	11,600	11,600	11,500	11,400	11,400	11,300	11,200	11,100
41 ~ 50	9,300	9,300	9,200	9,200	9,100	9,100	9,000	9,000	8,900
51 ~ 60	7,800	7,700	7,700	7,700	7,600	7,600	7,500	7,500	7,400
61 ~ 70	6,700	6,600	6,600	6,600	6,500	6,500	6,500	6,400	6,300
71 ~ 80	5,800	5,800	5,800	5,800	5,700	5,700	5,700	5,600	5,600
81 ~ 90	5,200	5,200	5,100	5,100	5,100	5,000	5,000	5,000	4,900
91 ~ 100	4,700	4,600	4,600	4,600	4,600	4,500	4,500	4,500	4,400

新					旧				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>(注) 1 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。</p> <p>(1) 「16/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に基づく人事院規則（以下「人事院規則」という。）9-49附則別表（以下「附則別表」という。）第2の支給割合が16/100とされている地域とする。</p> <p>(2) 「13/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が13/100とされている地域とする。</p> <p>(3) 「12/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が12/100とされている地域とする。</p> <p>(4) 「10/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が10/100とされている地域及び小金井市、逗子市、摂津市とする。</p> <p>(5) 「9/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が9/100とされている地域とする。</p> <p>(6) 「8/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が8/100とされている地域及び習志野市、八千代市、東久留米市とする。</p> <p>(7) 「7/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が7/100とされている地域及び綾瀬市、座間市、大東市、松原市とする。</p> <p>(8) 「6/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が6/100とされている地域及び狹山市、新座市、鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、東大和市、大阪府狹山市、大阪府忠岡町、川西市とする。</p> <p>(9) 「4/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が4/100とされている地域及び伊勢原市、神奈川県寒川町とする。</p>					<p>(注) 1 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。</p> <p>(1) 「14.5/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に基づく人事院規則（以下「人事院規則」という。）9-49附則別表（以下「附則別表」という。）第2の支給割合が14.5/100とされている地域とする。</p> <p>(2) 「12/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が12/100とされている地域とする。</p> <p>(3) 「11/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が11/100とされている地域とする。</p> <p>(4) 「10/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が10/100とされている地域及び小金井市、逗子市とする。</p> <p>(5) 「8.5/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が8.5/100とされている地域とする。</p> <p>(6) 「8/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が8/100とされている地域とする。</p> <p>(7) 「7.5/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が7.5/100とされている地域とする。</p> <p>(8) 「7/100」とは、岸和田市並びに大阪府忠岡町とする。</p> <p>(9) 「6.5/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が6.5/100とされている地域とする。</p>		



新

旧

新					旧				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>(10) 「3/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が3/100とされている地域及び長岡京市、広島県府中町とする。</p> <p>(11) 「その他」とは、(1)から(10)以外の地域とする。</p>					<p>(10) 「6/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が6/100とされている地域((8)の地域を除く。)及び大阪府狭山市とする。</p> <p>(11) 「5.5/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が5.5/100とされている地域とする。</p> <p>(12) 「5/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が5/100とされている地域とする。</p> <p>(13) 「4.5/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が4.5/100とされている地域及び習志野市、八千代市とする。</p> <p>(14) 「4/100」とは北九州市並びに狭山市とする。</p> <p>(15) 「3/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が3/100とされている地域((14)の地域を除く。)及び蕨市、鳩ヶ谷市、新座市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、東久留米市、東大和市、座間市、綾瀬市、神奈川県寒川町、長岡京市、松原市、大東市、摂津市、広島県府中町とする。</p> <p>(16) 「2.5/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が2.5/100とされている地域とする。</p> <p>(17) 「2/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が2/100とされている地域とする。</p> <p>(18) 「1/100」とは、小樽市、熱海市、伊東市、下関市、久留米市、飯塚市、伊勢原市、川西市とする。</p> <p>(19) 「その他」とは、(1)から(18)以外の地域とする。</p>		
		2 略					2 取扱定員は、別に定める施設別定員とする。		

新		旧				
略		1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
				2 寒冷地手当 国家公務員の寒冷地手当に関する法律及び同支給規則に定める支給地域に所在する婦人相談所一時保護所に勤務する職員に対して支給されるもので、毎年10月31日現在の現員に対し都道府県条例の定めるところにより支給した額の合算額と次の寒冷地手当算定方式により算定した額とを比較して少ない方の額とする。		

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
------	------	-------	--------	-----------

寒冷地手当算定方法

- (1) 新寒冷地に所在する施設  
 ① 経費の種類ごとに単価に員数を乗じた額の合計額(新寒冷地に所在する施設を除く)  
 ② ①で算出された合計額から1人あたり100,000円を引いた額(0円以下となる場合は、0円とする。)

経費の種類	単 価					員 数
(1) 定 額	旧5級地 円	旧4級地 円	旧3級地 円	旧2級地 円	旧1級地 円	
ア	163,700	129,600	97,800	67,500	39,600	世帯主(扶養親族3人以上)の員数
イ	136,500	108,000	81,500	56,300	33,000	世帯主(扶養親族1人または2人)の員数
ウ	82,900	65,000	49,100	33,600	19,800	準世帯主(扶養親族なし)の員数
エ	59,200	45,800	34,200	23,300	14,200	非世帯主の員数
(2) 加算額	北 海 道					
	旧甲地 円	旧乙地 円	旧丙地 円			
ア	66,500	51,600	38,600			世帯主の員数
イ	44,300	34,400	25,700			準世帯主の員数
ウ	22,200	17,200	12,900			非世帯主の員数
	北海道以外の地域					
	旧5級地 円	旧4級地 円				
ア	16,500	8,200				世帯主の員数
イ	11,000	5,500				準世帯主の員数
ウ	5,500	2,700				非世帯主の員数

注1 「旧寒冷地」とは、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域のうち、新寒冷地を除く地域をいう。

- (2) 新寒冷地に所在する施設  
 (1)の①の算定方法を適用して算定された額から、1人あたり110,000円を引いた額と、次表の単価に員数を乗じて算定された額とを比較し、高い方の額

	単 価				員 数
	新1級地 円	新2級地 円	新3級地 円	新4級地 円	
ア	131,900	116,800	112,700	89,000	世帯主の員数
イ	72,900	65,300	64,300	51,000	準世帯主の員数
ウ	51,700	44,000	43,000	36,800	非世帯主の員数

注2 「新寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)により改正)第1条第1号及び第2号に定める地域をいう。

- (備考) 1 「世帯主」とは、扶養親族を有する職員で主としてその収入によって世帯の生計を支えているものをいい、「準世帯主」とは、扶養親族を有しないが居住のため一戸を構え又は下宿、寮等において独立世帯を形成しているものをいい、「非世帯主」とは、世帯主及び準世帯主以外のものをいう。  
 2 「世帯主」には、寒冷地手当支給対象地域外に居住する扶養親族のある職員であって、その扶養親族と同居しておらず、かつ扶養親族が居住する住居と寒冷地手当支給対象地域との最短距離が60キロメートル以上であるものは含まないものとする。

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
------	------	-------	--------	-----------

寒冷地手当算定方式

- (1) 旧寒冷地に所在する施設(新寒冷地に所在する施設を除く)  
 ① 経費の種類ごとに単価に員数を乗じた額の合計額  
 ② ①で算出された合計額から1人あたり70,000円を引いた額(0円以下となる場合は、0円とする。)

経費の種類	単 価					員 数
(1) 定 額	旧5級地 円	旧4級地 円	旧3級地 円	旧2級地 円	旧1級地 円	
ア	163,700	129,600	97,800	67,500	39,600	世帯主(扶養親族3人以上)の員数
イ	136,500	108,000	81,500	56,300	33,000	世帯主(扶養親族1人または2人)の員数
ウ	82,900	65,000	49,100	33,600	19,800	準世帯主(扶養親族なし)の員数
エ	59,200	45,800	34,200	23,300	14,200	非世帯主の員数
(2) 加算額	北 海 道					
	旧甲地 円	旧乙地 円	旧丙地 円			
ア	66,500	51,600	38,600			世帯主の員数
イ	44,300	34,400	25,700			準世帯主の員数
ウ	22,200	17,200	12,900			非世帯主の員数
	北海道以外の地域					
	旧5級地 円	旧4級地 円				
ア	16,500	8,200				世帯主の員数
イ	11,000	5,500				準世帯主の員数
ウ	5,500	2,700				非世帯主の員数

注1 「旧寒冷地」とは、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域のうち、新寒冷地を除く地域をいう。

- (2) 新寒冷地に所在する施設  
 (1)の①の算定方法を適用して算定された額から、1人あたり90,000円を引いた額と、次表の単価に員数を乗じて算定された額とを比較し、高い方の額

	単 価				員 数
	新1級地 円	新2級地 円	新3級地 円	新4級地 円	
ア	131,900	116,800	112,700	89,000	世帯主の員数
イ	72,900	65,300	64,300	51,000	準世帯主の員数
ウ	51,700	44,000	43,000	36,800	非世帯主の員数

注2 「新寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)により改正)第1条第1号及び第2号に定める地域をいう。

- (備考) 1 「世帯主」とは、扶養親族を有する職員で主としてその収入によって世帯の生計を支えているものをいい、「準世帯主」とは、扶養親族を有しないが居住のため一戸を構え又は下宿、寮等において独立世帯を形成しているものをいい、「非世帯主」とは、世帯主及び準世帯主以外のものをいう。  
 2 「世帯主」には、寒冷地手当支給対象地域外に居住する扶養親族のある職員であって、その扶養親族と同居しておらず、かつ扶養親族が居住する住居と寒冷地手当支給対象地域との最短距離が60キロメートル以上であるものは含まないものとする。

新		旧																							
略	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率																				
			<p>3 夜間警備体制強化加算</p> <p>警備員を雇上げ又は委託契約等に基づき警備員を配置若しくは機械設備を利用し、夜間警備体制の強化を図る場合次の算式によって算定した額。</p> <p>ただし、警備員を配置する場合は1施設2名まで、機械設備のみの場合は1施設1式までとし、警備員と機械設備を併用する場合はどちらか一方を本加算の対象とする。</p> <p>(宿直職員が配置されており、夜間における入所者への処遇が適切に行える職員体制になっている場合に限る。なお、夜間に警備員のみとなる施設は、本加算の対象としない。)</p> <p>(算式) 施設定員×夜間警備体制強化加算分保護単価×警備員数 (又は機械設備1式数)</p> <p>夜間警備体制強化加算分保護単価 (月額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>単価(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20名以下</td> <td>8,090</td> </tr> <tr> <td>21～30</td> <td>5,390</td> </tr> <tr> <td>31～40</td> <td>4,040</td> </tr> <tr> <td>41～50</td> <td>3,230</td> </tr> <tr> <td>51～60</td> <td>2,690</td> </tr> <tr> <td>61～70</td> <td>2,310</td> </tr> <tr> <td>71～80</td> <td>2,020</td> </tr> <tr> <td>81～90</td> <td>1,790</td> </tr> <tr> <td>91～100</td> <td>1,610</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 婦人相談所の終業時間から翌日の始業時間までの間12時間以上警備員を1名配置する場合には本加算分保護単価に2を乗じた単価を加算するものとする。</p>	定員	単価(円)	20名以下	8,090	21～30	5,390	31～40	4,040	41～50	3,230	51～60	2,690	61～70	2,310	71～80	2,020	81～90	1,790	91～100	1,610		
定員	単価(円)																								
20名以下	8,090																								
21～30	5,390																								
31～40	4,040																								
41～50	3,230																								
51～60	2,690																								
61～70	2,310																								
71～80	2,020																								
81～90	1,790																								
91～100	1,610																								

新					旧				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 降灰除去費 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）に基づき、降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する施設について 1 施設当たり年額 <u>138,700円</u></p> <p>8 略</p> <p>9 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員雇上費加算が必要と認定された場合 1 施設当たり年額 <u>1,794,277円</u></p>					<p>4 入所者処遇特別加算 高齢者等を非常勤職員として雇用している施設であって、別途定めるところにより、入所者処遇特別加算が必要と認定された場合。</p> <p>5 単身赴任手当加算 職員のうち単身赴任者が存する施設であって、別途定めるところにより、単身赴任手当加算が必要と認定された場合。</p> <p>6 事務用冬期採暖費 北海道に所在する施設について 取扱人員×2, 210円</p> <p>7 降灰除去費 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）に基づき、降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する施設について 1 施設当たり年額 <u>139,020円</u></p> <p>8 (1) 1により算定した事務費について、次の各号のいずれかに該当するときは、その事実の生じた日の属する月の翌月から1の方法に準じて事務費の額を改定すること。 ア 当該施設の取扱定員に変更を生じたとき。 イ 当該施設の職員に増減を生じたとき。 ただし、1か月以内における増減を除く。 (2) 算定した事務費の算定基礎等に誤りがあった場合は決定の時期にさかのぼって改定すること。</p> <p>9 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員雇上費加算が必要と認定された場合。 1 施設当たり年額 <u>1,795,199円</u></p>		

新

旧

新					旧				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>10 同伴児童対応指導員雇上費加算 別途定めるところにより、婦人相談所一時保護所において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配置が必要と認定された場合。</p> <p>1 施設当たり年額 (1人配置の場合) <u>2, 257, 637円</u> (2人配置の場合) <u>4, 515, 274円</u></p> <p>11 一時保護委託費 配偶者暴力防止法に基づき配偶者から暴力を受けた者(以下「暴力被害者」という。)の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額</p> <p>{14日以内の場合}</p> <p>1 暴力被害者分 (1)暴力被害者 各月の委託延人数に日額<u>7, 650円</u>を乗じた額 (2)同伴児(者)加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。 同伴児 2, 420円 同伴者 1, 950円 ※1 同伴児とは、暴力被害者が同伴する児童(18歳未満。)とする。(以下同じ。) ※2 同伴者とは、同伴児以外の親等の家族とする。(以下同じ。)</p> <p>2 同伴児(者)単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。 児童 5, 510円 児童以外の者 <u>5, 030円</u></p>					<p>10 同伴児童対応指導員雇上費加算 別途定めるところにより、婦人相談所一時保護所において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配置が必要と認定された場合。</p> <p>1 施設当たり年額 (1人配置の場合) <u>2, 258, 559円</u> (2人配置の場合) <u>4, 517, 118円</u></p> <p>11 一時保護委託費 配偶者暴力防止法に基づき配偶者から暴力を受けた者(以下「暴力被害者」という。)の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額</p> <p>{14日以内の場合}</p> <p>1 暴力被害者分 (1)暴力被害者 各月の委託延人数に日額<u>6, 490円</u>を乗じた額 (2)同伴児(者)加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。 同伴児 2, 420円 同伴者 1, 950円 ※1 同伴児とは、暴力被害者が同伴する児童(18歳未満。)とする。(以下同じ。) ※2 同伴者とは、同伴児以外の親等の家族とする。(以下同じ。)</p> <p>2 同伴児(者)単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。 児童 5, 510円 児童以外の者 <u>5, 040円</u></p>		

新

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>(注) 暴力被害者の一時保護が前提であること。 (14日を超えた場合も同様。)</p> <p>[14日を超えた場合]</p> <p>1 暴力被害者分</p> <p>(1) 暴力被害者 各月の委託延人数に日額7,500円を乗じた額</p> <p>(2) 同伴児(者)加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。</p> <p>同伴児 2,420円 同伴者 1,800円</p> <p>2 同伴児(者)単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。</p> <p>児童 5,510円 児童以外の者 4,880円</p> <p>12 略</p>					<p>(注) 暴力被害者の一時保護が前提であること。 (14日を超えた場合も同様。)</p> <p>[14日を超えた場合]</p> <p>1 暴力被害者分</p> <p>(1) 暴力被害者 各月の委託延人数に日額5,110円を乗じた額</p> <p>(2) 同伴児(者)加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。</p> <p>同伴児 2,420円 同伴者 1,800円</p> <p>2 同伴児(者)単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。</p> <p>児童 5,510円 児童以外の者 4,880円</p> <p>12. 人身取引被害者の一時保護委託費 人身取引被害者の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額</p> <p>[14日以内の場合]</p> <p>1 人身取引被害者分 前項[14日以内の場合]の1の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>2 同伴児(者)単独分 前項[14日以内の場合]の2の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>[14日を超えた場合]</p>		